第３回黒部市農業委員会議事録

１．日時　平成 30 年９月４日（火）　15 時 30 分～16 時 50 分
２．場所　黒部市役所３０１会議室
３．出席委員　14 名
　農業委員
　１番 髙村　茂良　　２番 川原　邦英　　３番 山本　隆　　４番 佐々木　智
　５番 橋本　喜洋　　６番 能登　吉則　　７番 松倉　秀子　　８番 中野　貴代美
　９番 岡田　幸満　　10 番 竹田　登　　11 番 岩井　竹志　　12 番 中村　敏幸
　13 番 山本　隆淑　　14 番 湯野　和夫

４．農業委員会事務局　４名
　事務局長　高野　晋
　課長補佐　山口 真二
　主　　査　北崎 あす香
　主　　事　中陳 真

５．議事　(1) 議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
　(2) 議案第５号 農地法第５条第１項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について
　(3) 議案第６号 平成 30 年度黒部市農用地利用集積計画に対する意見について

６．会議の内容
事務局：それでは、ただ今から第３回黒部市農業委員会総会を開催します。最初に、岡田会長からあいさつがあります。
会　長：(あいさつ)
　本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。山本委員、橋本委員の両委員を指名します。
　それでは、議事に入ります。
　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
　議案第５号　農地法第５条第１項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について
　以上、２議案を提案いたします。事務局、説明願います。

◎議案第４号
事務局：農地法第５条第１項の規定による許可申請についてですが、３件ございます。
　〈１番〉植木○○番　地目 現況ともに田の１筆　866 ㎡について。
　譲受人　黒部市中新○○番地　○○さんへ、譲渡人　富山市新庄本町二丁目○番○号　株式会社○○からの所有権移転であり、転用目的は資材置場です。

この案件は、議案第6号の案件とも関連いたしますので、後ほど詳細を説明させていただきます。

〈２番〉牧野〇〇番　地目、現況ともに田　の１筆 500 ㎡について。借人　黒部市新牧野〇〇番地　〇〇さんと、貸人　黒部市新牧野〇〇番地　〇〇さんとの使用貸借権設定であり、転用目的は一般住宅敷地です。

借人は貸人の孫で、現在は実家において、祖母、両親、妹、妻と３人の子供の計９名で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、独立を考えました。

申請地は実家に近く、子育ての協力を得やすいこと、また、父が管理する農地のほぼ中央に位置することから、ここに住居を構えることで、これまで以上に周辺の農地に目をかけられると考え、本申請地での建築を計画するものです。

なお、申請地は平成 20 年～26 年にかけて公害防除特別土地改良事業が施工された復元田です。ここで、少し、土地改良事業と農地転用の関係について説明させていただきます。

土地改良事業等が行われた農地は、営農条件が優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要があることから、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過していなければ農振除外や転用ができないこととされています。

本申請地は事業完了年度が平成 26 年度であり、いま申し上げた８年を経過していない訳ですが、カドミニウム汚染を防除するために実施された「公害防除特別土地改良事業」については、一般的な「土地改良事業」ではなく、災害復旧の事業であり、基盤整備がなされたわけではないため、８年の縛りを受けず、補助金の返還等の事態にはならないことになっておりますので、今回の申請も受付可能となっている訳でございます。

また、申請者からは、事前に富山県庁の担当部局に対して、営農の継続のため後継者を住まわせたいという事情を相談し、事前同意を得ておりますので申し添えます。

〈３番〉荻生〇〇番　地目、現況ともに田 の１筆 495 ㎡について。借人　千葉県君津市糸川〇〇番地　〇〇さんと、貸人　魚津市印田〇〇番地 〇〇さんとの使用貸借権設定であり、転用目的は事務所兼一般住宅敷地です。

借人は、千葉県において建築士事務所を営んでいますが、実家があった荻生地区に住宅兼事務所を新設して、新川地区での事業の拡大を図りたいと計画しました。関東圏での事業はこれまでどおり継続することから、新幹線を利用して東京への往来が多くなりますが、申請地は新幹線黒部宇奈月温泉駅から 600m以内の距離にあり、交通至便であることから、事務所兼住居の計画に至りました。

申請地には、事務所兼一般住宅のほか、駐車スペースとして、夫婦および将来を見越して子供２人分、さらに来客用２台の、計６台分の区画を計画しております。

計３件　３筆　1,861 ㎡です。

◎議案第５号

事務局:農地法第５条第１項の許可に係る事業計画変更申請ついてですが、１件ございます。

〈１番〉植木〇〇番　地目　現況ともに田の１筆　866 ㎡について。当初計画者は、富山市新庄本町二丁目〇番〇号　株式会社〇〇で、承継者は　黒部市中新〇〇番地〇〇さんであり、転用目的は、変更前が注文住宅敷地、変更後は資材置場です。

当初計画者である株式会社〇〇は不動産事業を営んでいますが、申請地は、近くに中央小学校やさくら幼稚園、スーパーやドラッグストアなどがあり生活環境がよく、住宅の需要が見込めることから、866 ㎡の敷地に、注文住宅用地２区画を計画する農地法第５条申請を提出し、平成 30 年２月に転用許可を得ました。

しかし、その後、隣地で水道事業を営む承継者に工事着工の挨拶に伺った際、隣地に住宅が建つと自らが営む事業への苦情が懸念されること、また、最近大布施地区内での住宅着工数が増加し、水道工事の依頼が増え、水道管を埋設するための土砂やパイプ等の資材置場が不足していることから、ぜひ申請地を購入したいとの申し入れがあったものです。

当初計画者としては、隣接者の希望を無視して事業を進めると、境界確認等で協力を得ることができなくなる恐れもあることから、注文住宅用地を断念し、承継者に土地を譲ることとしたものです。

計１件　１筆　866 ㎡です。

会　長:それでは議案第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議を行います。
１番の案件について担当地区委員の意見を求めます。

地区委員：異議ありません。

会　長：地区委員が異議なしとのことですが、その他の委員さん異議ありませんか。

Ａ委員：１番の案件について、転用目的を注文住宅敷地から資材置場に変えるということですが、資材置場で転用許可を得ながら住宅を建てるといったことは考えられますか。

会　長：一旦資材置場として利用した後目的が変わって住宅を建てるということはあり得ますし、その際に農地法の縛りは受けないことになります。

会　長：その他の委員さん異議ありませんか。

各委員：異議なし

会　長：異議なしとのことですので、議案第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、当委員会は許可に同意することに決定いたします。

会　長:引き続き、議案第５号農地法第５条第１項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見についてですが、議案第４号で審議を行っておりますので、これに同意することにご異議ありませんか。

各委員：異議なし。

会　長：異議なしとのことですので、議案第５号農地法第５条第１項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について、当委員会は承認に同意することに決定いたします。

会　長：引き続き、議案第６号平成30年度黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

関係委員：（退席）

会　長：それでは事務局の説明をお願いします。

事務局：今回提出させていただきますのは、平成30年7月21日から平成30年8月20日までに受付しました利用権設定についてであります。

地区別の利用権設定一覧表でございますが、

下立地区　　7件　　21,953㎡　　となっております。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、再設定6年未満が11,022㎡、再設定6年以上が10,931㎡でございます。総件数は12筆で、利用権設定面積は21,953㎡となっております。

合意解約地区別一覧表でございますが、

前沢地区　　1件　　1,404㎡

下立地区　　16件　　45,143㎡　　です。

今回の利用権設定率ですが、現在利用権設定のされております面積980万6121㎡を黒部市の全耕地面積2539万8368㎡で割りますと、38.6％となりました。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会　長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

会　長：異議がないようですので、議案第６号平成30年度黒部市農用地利用集積計画について当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可します。

関係委員：（入室）

会　長：次にその他の事務連絡に移ります。

（事務局より説明）

会　長：それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（16時50分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　３番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿